

## —持込端末保証 with AppleCare Services 会員規約—

### 第 1 条（会員規約の適用）

- ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が定める「ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ 1・2）」（以下「通信サービス約款」といいます。）にもとづきワイモバイル通信サービス契約（以下「通信サービス契約」といいます。）を締結した契約者（以下「契約者」といいます。）で、かつ当社に対し持込端末保証 with AppleCare Services 会員規約（以下「本規約」といいます。）にもとづき当社の持込端末保証 with AppleCare Services（以下「本会」といいます。）の入会を申し込まれた方で当社が入会を認めた方（以下「会員」といいます。）に対し、本規約に定める会員特典（以下「特典」といいます。）を提供します。なお、当社が会員に対し特典を提供することを、以下「本サービス」といいます。
- 本規約に定める規定は全て通信サービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、通信サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、通信サービス約款の用語の定義によるものとします。

### 第 2 条（本サービスの概要）

当社は、会員が本規約および当社ホームページに記載の所定の手続きを行った場合、本規約にもとづき別紙に定める各特典を提供します。

### 第 3 条（本会の入会資格）

本規約にもとづく本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は次の各号すべての資格を満たす契約者が申し込めるものとします。

- 通信サービス契約が個人契約であり、かつ当社ホームページで指定される料金プランのいずれかで締結していること。
- 前号の通信サービス契約を締結する際に、同時に当社または当社の指定する販売店において移動無線装置を購入せず、自ら準備した第 10 条に定める移動無線装置（以下「持ち込み端末」といいます。）を契約者回線に接続して使用すること。
- 前号の持ち込み端末は、次の条件をすべて満たすこと。
  - 本サービス加入時に故障等なく正常に動作していること。
  - 過去に非正規修理や改造等を行っていないこと。
  - 正規品（部品が純正品）であること。
  - 電源を維持するバッテリー容量が最初の仕様の 80 % 以上であること。
  - 第三者の紛失物または盗難品でないこと。
  - Apple Japan 合同会社（以下「Apple」といいます。）、Apple 直営店または Apple 正規サービスプロバイダ（以下「サービス取扱所」といいます。）にて修理中または修理申込されていないこと。
- 申し込み時に申告された持ち込み端末の国際移動体装置識別番号（以下「IMEI」といいます。）が、Apple が提供している AppleCare+ for iPhone、ならびに通信事業者（当社が提供するソフトバンクブランドおよび LINEMO ブランドのサービスを含みます。）が提供する AppleCare Services を含むサービスに未加入のものであること。

### 第 4 条（本契約の申し込み）

- 本契約は次の各号いずれかの場合、当社所定の手続きにより申し込めるものとします。
  - 第 3 条第 1 項第 1 号の通信サービス契約締結と同時の場合。
  - 通信サービス契約にもとづく通信サービスの提供開始日の当日を含む 14 日間の場合（ただし、ワイモバイルオンラインストアでの申し込み

手続きに限りませう。

- (3) 当社の「故障安心バックライト」または「持込端末保証」の契約者が本会への変更を希望する場合（変更は月に1回に限りませう）。
2. 本サービスの申し込み後、第5条第2項により本契約が成立するまでの間に、契約者が所定のサービス取扱所において AppleCare+ for iPhone に加入した場合は、本サービスの申し込みは撤回されたものとみなされませう。

#### 第5条（申し込みの承諾）

1. 本会への入会の申し込みがあった場合、以下の各号に該当するときは除き、当社は本会への入会を承諾しませう。
- (1) 本規約により本サービスの提供がでませうとき。
  - (2) 申し込みを承諾する事が技術的に困難なとき。
  - (3) 契約者が当社に対する債務の支払いを過去に怠り、または現に怠るおそれがあるとき。
  - (4) その他当社が適当でないと判断したとき。
2. 本契約は、契約者から申し込みを受け、当社がそれを承諾しシステムへの登録を完了した日をもって成立するものとします。
3. 承諾の結果は当社が適当と判断した方法により通知するものとします。

#### 第6条（本サービスの利用方法）

会員は、当社ホームページに記載の手続きを行うことにより、本規約に定める適用条件にしたがって、本サービスの提供を受けることができます。

#### 第7条（本サービスの提供条件）

持ち込み端末が以下の条件に合致する場合、当社は本サービスを提供するものとします。

- (1) 本サービスの申し込み時またはご利用端末変更時に当社に登録されたもの（以下「対象製品」といいます。）と同一の端末であること。
- (2) 当社に登録されたIMEIであり、かつ、Appleが認める正規品のIMEIであること。

#### 第8条（本サービスの提供範囲）

1. 以下の場合は、当社は本サービスを提供する義務を負わないものとします。
- (1) 日常使用による消耗摩損
  - (2) 無謀行為、乱用行為、改造その他会員の故意または重過失によって生じた故障等
  - (3) 詐欺・横領等の犯罪（盗難は除きます。）によって生じた故障等
  - (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等
  - (5) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等
  - (6) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等
  - (7) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等
2. 通信サービス契約または本契約における当社への支払い債務に滞納がある場合、会員は本サービスを利用できません。
3. 当社が指定するサービス取扱所を介さな修理（総務大臣の登録を受けた修理事業者での修理も含みます。）によって対象製品の製造番号が変更された場合は、会員は当該対象製品について本サービスの提供を受けることができません。

#### 第9条（対象機種登録・変更）

1. 会員は、本契約の申し込み時に持ち込み端末の機種およびIMEIに登録するものとします。
2. 登録した対象製品の機種またはIMEIに変更が生じた場合は、会員は直ちにその旨を当社指定の方法に従い、届け出るものとします。
3. 前号の届出が行わな場合、当社は本サービスを提供しなものと、これにより会員に生じた損害については何ら責任を負わなものと

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

ます。また、会員が届出をしないことにより当社に何らかの損害が生じた場合は、会員は当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

4. 第 2 項の変更届を当社が承諾した日より、月額料は変更後の機種に応じた月額料（第 10 条に定めます。）に変更となります。なお、変更した月の月額料は日割り計算するものとします。

## 第 10 条（月額料）

1. 本サービスの月額料は、以下のとおりとします。なお、2022 年 8 月 16 日以前に本サービスに加入した会員が、2022 年 8 月 17 日以降に登録した対象製品の機種または IMEI の変更届を行った場合は、変更届を当社が承諾した日より、下記の改定後の月額料がかかります。

対象機種	2022 年 8 月 16 日以前 申し込み分の月額料	2022 年 8 月 17 日以降 申し込み分の月額料
iPhone SE（第 3 世代）/iPhone SE（第 2 世代）/iPhone SE	950 円	950 円
iPhone 14/iPhone 13/iPhone 12/iPhone 13mini/iPhone 12mini/iPhone 11/iPhone XR/ iPhone 8 Plus/iPhone 7 Plus/iPhone 8/iPhone 7	950 円	1,180 円
iPhone 14 Plus	—	1,350 円
iPhone 14 Pro/iPhone 14 Pro Max/iPhone 13 Pro/iPhone 13 Pro Max/iPhone 12 Pro/iPhone 12 Pro Max/iPhone 11 Pro/iPhone 11 Pro Max/iPhone XS/iPhone XS Max/iPhone X	1,250 円	1,480 円

2. 本サービスの月額料は、請求月に従って計算するものとします。また請求月の途中で本契約が成立した場合、請求月の途中で本契約が終了した場合および本契約の成立日と同じ請求月に本契約が終了する場合、日割り計算するものとします。
3. 月額料の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
4. 当社は、当社の定める条件を満たす会員に対して、月額料を一定期間無料とする場合があります。

## 第 11 条（月額料の支払い）

1. 当社は、本サービスの月額料を通信サービス契約にもとづく料金等に合算して請求します。
2. 会員は月額料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社は、会員が支払った月額料を返還しないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

## 第 12 条（延滞利息）

会員は、月額料その他の債務（延滞利息を除きます。）を支払期日を経過しても支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14. 5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

## 第 13 条（会員による解約手続）

会員は、本契約の解約をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

## 第 14 条（本契約の終了条件）

本契約は、会員が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に終了するものとします。

- (1) 第 13 条にもとづき会員が本契約を解約した場合、解約手続き完了日
- (2) 端末購入を伴う機種変更をした場合、新たに製品を購入した日
- (3) 通信サービス契約を解約した場合、解約手続き完了日

- (4) 本サービスの対象料金プラン以外へ通信サービス契約の料金プランを変更した場合、対象料金プランの解約手続き完了日
- (5) 会員が通信サービス契約の法人への譲渡手続きを行った場合、譲渡手続き完了日
- (6) 当社の「持込端末保証」への変更手続きを行った場合、変更手続き完了日

## 第 15 条（当社による解除）

当社は、法令で定める場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除することができるものとします。

- (1) 入会時に事実と異なる申告をした場合
- (2) 本規約の規定に違反した場合
- (3) 月額料の支払いその他当社に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと当社が判断した場合
- (5) 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の居所が不明となり、または当社が会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
- (6) 法令に違反または公序良俗に反する行為をした場合
- (7) Apple が修理部品を入手できないために対象製品を修理できなくなった場合
- (8) 本サービスの利用契約成立後に持込端末が第 3 条第 1 項第 3 号に定める条件（⑥を除きます。）に合致しないことが判明した場合
- (9) その他会員が不適格と当社が判断した場合

## 第 16 条（本サービスの有効期間）

本サービスは、第 5 条第 2 項により申し込みを当社が承諾した日から、第 14 条または第 15 条に定める終了日までご利用可能です。

## 第 17 条（本契約上の地位の譲渡等）

会員が当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡等を行う場合、本契約上の会員の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の適用実績も譲受人にそのまま引き継がれるものとします。なお、これらは会員の相続等の場合の承継においても同様とします。

## 第 18 条（本契約終了後の措置）

事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中にかかる会員の一切の債務は本契約の解除効力が生じた後も存続し、その債務が履行されるまでは消滅しません。

## 第 19 条（第三者への委託）

当社は本規約にもとづく業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第 20 条（契約者情報）

1. 当社は、当社のプライバシーポリシーに定めるほか、以下の各号に定める目的のために、対象製品の機種名、製造番号（IMEI 番号）、本サービスへの加入日および修理実施日等の契約者情報を取り扱います。

- (1) 本サービスの適用有無を識別するため
- (2) 本サービスの提供において確認が必要な事項について会員へ通知を行うため
- (3) その他本サービス提供に必要な業務のため

2. Apple は、Apple プライバシーポリシー (<https://www.apple.com/legal/privacy/jp/>)に定める他、以下の各号の目的のために対象製品の製

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

造番号（IMEI 番号）等の契約者情報を取り扱います。

- (1) 本サービスへの加入可否を判定するため
- (2) 本サービスの適用有無を識別するため
- (3) 対象製品の修理履歴を確認するため
- (4) サービス品質向上のため
- (5) 顧客満足度調査への協力を依頼するため
- (6) その他本サービス提供に必要な業務のため

3. Apple は、前項各号の目的のために、対象製品の製造番号（IMEI 番号）、各種手続きの処理状況およびサービス利用情報等の契約者情報を当社に通知する場合があります。

### **第 21 条（本規約の変更、承認）**

当社は、メールによる会員への通知、ホームページによる公表その他当社が適当と認める方法により、本規約および本サービスの内容を変更することがあります。この場合には、本サービスおよびその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

### **第 22 条（サービスの中止、変更、廃止）**

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本サービスの全部または一部の変更、中止、または廃止（総称して以下「変更等」といいます。）ができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社は、メールによる会員への通知、当社ホームページによる公表またはその他当社が適当と認める方法により会員に対してあらかじめ告知を行うものとします。

### **第 23 条（免責）**

当社による本サービスの提供の中止、変更、および廃止等、会員が本サービスを利用したこと、または利用できなかったことにより会員に生じた損害については、当社に軽過失がある場合、会員が過去 1 年間に当社に支払った月額料を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を当社は負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失があるときは、この限りではありません。

以上

## —（別紙）特典の内容および適用条件—

「特典の内容および適用条件」（以下「本特典条件」といいます。）にもとづいた有効な特典の利用申し込みの場合にのみ、特典が提供されます。各特典について、本特典条件に記載されていない内容で特段の規定がないものは、各規約に記載されている内容によるものとします。

### 用語の定義

「自然故障」とは、会員が所有する対象製品に製品上の問題があった場合および対象製品の日常使用により消耗摩損した場合（サービス取扱所によるバッテリー性能テストにおいて、バッテリーの容量が最初の仕様の80%未満しか発揮できなくなった場合など。日常使用による外装上の消耗摩損は含みません。）をいいます。

「物損」とは、会員の過失や事故により対象製品が故障した場合をいいます。なお、物損には、対象製品の日常使用による消耗摩損、盗難、紛失および全損の場合は含まれません。

「故障機」とは、自然故障または物損した対象製品をいいます。

「交換機」とは、故障機と同一機種（シリーズ・容量・カラー）であり、未使用または短期間使用された対象製品および故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した対象製品をいいますが、外装に小傷が付いている場合があります。

### 特典適用条件

- (1) 特典のご利用は会員本人に限ります。
- (2) 特典の対象は、対象製品の本体のみとなります。アクセサリ類は本特典の対象となりません。
- (3) 日本国外で修理した端末は、割引対象外となります。

#### 【特典①】自然故障の場合

- (1) 対象製品が自然故障した場合、新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を利用して故障機を修理します。ただし、サービス取扱所の判断で当該故障機を交換機と交換する場合があります。
- (2) バッテリー交換を行う場合、サービス取扱所によるバッテリー性能テストにて問題が認められた場合のみ、本特典が適用されます。問題が認められなかった場合でも会員希望によりバッテリー交換は可能ですが、この場合本特典は適用されず、正規有償価格での修理となります。
- (3) 本特典を利用するには、サービス取扱所に故障機および運転免許証などの会員確認書類を持参のうえ申し込みむものとします。
- (4) 本特典の利用は無償です
- (5) 割引の対象は修理代金のみとし、延滞料や技術料、アクセサリ購入費等は割引の対象とはなりません。
- (6) 故障機を交換機と交換した場合、故障機は当社または当社が指定する第三者の所有物となり、交換機は会員の所有物となります。
- (7) 対象製品の修理対応可能期間が終了している場合には本特典を利用できません。
- (8) Apple が提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、本特典にて提供する特典内容ならびに価格を変更する場合があります。
- (9) 会員は、自己の責任において、本特典を利用する前に対象製品に保存されているデータおよびソフトウェアのバックアップをするものとします。

#### 【特典②】物損の場合

- (1) 対象製品が物損した場合は、新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を使用して故障機を修理します。ただし、サービス取扱所の判断で当該故障機を交換機と交換する場合があります。
- (2) 本特典を利用した場合の割引料金は当社ホームページに記載のとおりです。なお、「画面の故障」の修理として申し込む場合は、画面交換をするうえで妨げとなる筐体の変形などが無いことが条件となります。画面交換が困難な場合には当社指定の正規有償価格となります。「画面故障

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

+背面故障」および「背面の故障」の修理は iPhone 12、iPhone 13 および iPhone 14 のモデルが対象です。

- (3) 本特典を利用するには、サービス取扱所に対象製品および運転免許証などの会員確認書類を持参のうえ申し込むものとします。
- (4) 本特典の利用回数上限は Apple が提供する「エクスプレス交換サービス」、利用も併せて、本契約成立日から 1 年ごとに 2 回まで利用できます。ただし、故障機を診断した結果、全損と診断された場合は、利用回数として数えません。
- (5) 前号の利用回数上限を超えた場合の修理価格は本特典適用外となり割引されません。Apple が別途規定する正規有償価格での修理となります。
- (6) 故障機を交換機と交換した場合、故障機は当社または当社が指定する第三者の所有物となり、交換機は会員の所有物となります。
- (7) 修理対応可能期間が終了している場合には本特典を利用できません。
- (8) Apple が提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、本特典にて提供する特典内容ならびに価格を変更する場合があります。
- (9) 会員は、自己の責任において、本特典を利用する前に対象製品に保存されているデータおよびソフトウェアのバックアップをするものとします。

### 【特典③】エクスプレス交換サービス

エクスプレス交換サービスは、Apple が提供するエクスプレス交換サービス規約 (<https://www.apple.com/jp/legal/sales-support/terms/ersoow-jv/>) にもとづき提供されるものです。

- (1) 本特典の利用回数上限は Apple が提供する「エクスプレス交換サービス」の利用も併せて、本契約成立日から 1 年ごとに 2 回まで利用できます。ただし、故障機を診断した結果、自然故障または全損と診断された場合は、利用回数として数えません。
- (2) 本特典は、Apple のウェブサイトから直接 Apple に申し込むものとします。
- (3) 会員は、自己の責任において、本特典を利用する前に対象製品に保存されているデータおよびソフトウェアのバックアップをするものとします。

### 【特典④】テクニカルサポート

テクニカルサポートは、Apple が提供する専任スペシャリストへのチャットまたは電話による優先アクセスが受けられる特典です。  
詳しくは、Apple のウェブサイト等で確認ください。

### 【特典⑤】紛失ケータイ検索サービス

紛失ケータイ検索サービスは、当社が別途定める「[紛失ケータイ検索サービスご利用規約](#)」にもとづき提供されるものです。本会への入会の申し込みがあった場合、当社は、「紛失ケータイ検索サービスご利用規約」への同意があったものとします。ご利用方法などの詳細は、「紛失ケータイ検索サービスご利用規約」をご確認ください。

### 【特典⑥】データ復旧支援サービス

- (1) データ復旧支援サービスは、水没・水濡れ・破損などが原因で対象機種に保存しているデータ（写真、動画、音楽データなど当社が定めるデータとします）が消失、破損などした場合、当該データの復旧を支援するサービスです。
- (2) 本特典の利用にあたっては、当社所定の方法によって申請していただきます。
- (3) 本特典は、1 サービス回線ごとに、本会入会日から 1 年後までの間（翌年以降も同じ）に 1 回に限り無償とします。
- (4) 本特典をご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。
- (5) 本特典は、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- (6) 以下の場合は、本特典を利用することができません。
  - ① 会員が誤操作によりデータを誤って削除した場合

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- ② 対象製品の OS またはアプリケーションの不具合を原因としてデータが消失した場合
  - ③ 会員が当該対象製品を初期化した場合
  - ④ その他当社が指定する重度障害によるデータ消失の場合
- (7) 著作権にかかわるデータ（音楽データ等）については、本特典の申し込みをもって当該消失データに関して会員が正当な権利を有していることを保証したものとします。
- (8) 本特典に伴う作業の際には、会員の承諾を得たうえで対象製品を解体する場合がありますが、その場合対象製品のメーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- (9) 不具合原因の調査・解析、対象製品の修理および原状回復は行いません（原状回復とは、本特典の利用前の状態に戻すことをいいます）。
- (10) 会員が第三者に対象製品を譲渡した場合、当該第三者が会員ではないときは本特典を受けることはできません。
- (11) 本特典の利用の申し込みにあたっては、対象製品および所定の申込書の 2 点が必要となります。
- (12) 復旧したデータは、原則として USB メモリーで提供します。ただし、復旧データが 1.0TB を超えた場合は外付けハードディスク等（ただし、有償）でのご提供となります。
- (13) 会員から送付された対象製品は、原則として返却しません。

【更新履歴】

本規約作成日 2022 年 1 月 25 日

更新日 2022 年 3 月 16 日

2022 年 3 月 18 日

2022 年 4 月 1 日

2022 年 7 月 14 日

2022 年 8 月 17 日

2022 年 9 月 16 日